

令和3年6月20日

亀井委員

本日、神奈川新聞にも国への要望として、まん延防止等重点措置が再延長される令和3年6月21日以降に、大規模施設などへの協力金は、地方負担割合を引き上げる方針が示されているという記事がありました。当該記事の前提になりますが、歳入面について、どのようなバランスを取って、国と県で資金を調達したのか確認します。

財政課長

まず、協力金の財源についてですが、協力金には大きく飲食店向けのものと、大規模集客施設用のものの2種類がありますが、これまでは両方とも、ほぼ同じ扱いでした。まず飲食店ですが、剰余金総額の80%、臨時交付金の協力要請推進枠というところから出ていました。残りの総額の19%、同じく臨時交付金の即時対応分というもので賄われ、合わせて99%を国庫負担という形になっています。残りの1%を一般財源負担とするという仕組みです。これまでは、99%国庫負担ということで、飲食店、大規模集客施設とともに同じ扱いになっていました。

また、これ以外に事務費という部分がありますが、事務費については、飲食店は総額の2%まで国庫負担、大規模集客施設については、これとは別の事業者支援交付金であれば使える、そうでなければ一般財源負担になるという仕組みです。

亀井委員

答弁にあった、一般財源負担の1%は、財政調整基金から取り崩すと思います。現在、財政調整基金の残高は約270億円ということですが、1%の負担というのは、どのぐらいのスパンで、どのぐらいの支出になるということですか。

財政課長

例えば、今回の協力金第12弾について、飲食と大規模集客施設を合わせて、3週間で約480億円になります。今回、重点措置区域が縮小したことで、若干総額が下がっているのですが、そうしたことを踏まえると、おおむね3週間で450億円から500億円程度になるのではないかと考えています。そのようになると、一般財源負担は3週間で、約4億円から5億円程度発生するという計算になります。

亀井委員

275億円から、3週間ごとに5億円の負担となり、枯渇することが予想されるので、先行会派の質疑にあったように、積み増しが必要という話になると思います。

今までは1%でよかったのですが、今日の新聞記事からすると、大幅に県が負担しなければならないと思います。報道では詳細が分からないのですが、県として、どのような形で把握されていますか。

財政課長

今回の大きな変更点は、飲食店、大規模施設のうち、大規模集客施設に対す

る協力金の部分です。国の令和3年6月17日付の事務連絡で、これまでの取扱を変更し、協力要請推進枠の割合を、これまで8割国庫負担としていたものを6割に引き下げました。また、これまで19%程度とされていた即時対応分については、措置しないという扱いになりました。

これにより、残りの4割について、何らかの手当が必要になりますが、事業者支援分であれば充当することは認められる扱いになりました。事業者支援分ですが、神奈川県の内示額134億円については、既に提案させていただいている令和3年度6月補正予算その1までで、全額を使い切ってしまっています。したがって、今回の取扱いに従うと、4割分の全ては一般財源負担となってしまう、必要額は28億3,000万円となります。

県としては、本来、事業者への協力金の財源は、国による全面的な財政措置がなされるべきという考え方を持っているので、従前どおり、大規模施設分の一般財源負担を1%とする予算計上としています。その額は事務費を除くと、7,000万円となります。

亀井委員

今の数字からすると、積み増しをしなかった場合、どれぐらいの期間を耐えられるのですか。

財政課長

まず、今までのルールどおりだった場合、つまり3週間で5億円ずつ一般財源が出ていくと仮定した場合は、1年はもたないような計算になります。

亀井委員

先ほどの御答弁の中で、国に対しても要望されているということでした。国において留保されている事業者支援分の2,000億円を早期に交付するとともに、臨時交付金の地方単独事業費、事業者支援分を速やかに増額するように要望して、2,000億円をしっかりと増額してほしいということですが、国のスタンスもよく分からないので、財源措置ができないという最悪の場合も想定する必要がありますが、いかがでしょうか。

財政課長

最悪の場合の想定ですが、例えば今、追加で28億3,000万円の負担が発生すると、協力金が財源のルールを変えたままの状態が続いた場合、3週間で33億円ずつ出ていく計算になります。その場合、維持できるのは三、四か月になってしまうので、どうしても協力金を出す必要があれば、国に働きかけるしかありません。一刻も早く、感染症の影響を終わらせることが最優先になります。

亀井委員

今の結論からすると、ワクチン接種がどれぐらい進むかということも含めて、国への要望が重要になります。どこまでしっかりと実効性を持ってできるかということが問われます。要望したというだけではなく、結果が残らなければ県民も安心できないので、よろしくお願いします。

最後に、本日は、産業労働常任委員会と防災警察常任委員会が開催されています。我が会派の委員も出席しており、同様の質疑を行いました。

防災警察常任委員会の報告資料で、酒類提供の要件の人数制限が、1組4名以内となっています。一方、産業労働常任委員会の報告資料では、1組当たり

4名以内ということは同じですが、または同居家族に限るとあります。各委員会で同様の質疑があったと思いますが、それぞれ要件が異なります。

条件を統一しないと、前提条件が狂ってしまうと思いますが、政策局長は現状を把握していますか。

政策局長

本日の各委員会でそのような質疑があったことは把握していますが、初めから人数制限のところに矛盾があることに、思いが至っておりませんでした。

今回、この話を受けて、各局の報告資料について、政策局を中心に並べてチェックする体制を構築することを、副知事と確認しました。

亀井委員

各委員会で質問すると、答弁が異なります。クロス・ファンクションで物事を進めると言いながら、前提になるルールの部分が変わっているというダブルスタンダードの状態になっており、何のためのクロス・ファンクションなのか分からなくなってしまいます。大前提を整えていただきたいと思います。

今後、このようなことがないように、皆が同じ土俵でしっかりと議論ができるように要望し、質問を終わります。